

平成 27 年 9 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 27 年 9 月 14 日)

福祉保健部



陳情（新規）

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|----------------------|------|--|---|
| 27年-21号 (27.8.11) | 福祉保健 | 指定介護施設の事業に係る県条例等について 倉吉市 足羽 佑太 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険制度は、全国一律の制度であり、適正な運営の確保を図るため、指定事業者に対し、都道府県知事又は市区町村長が必要と認める場合の介護保険法第76条の2による勧告等の行政指導から同法第77条の指定取消等の行政処分、そして、平成18年度の制度改革により6年毎の指定更新制度が定められている。 ○ 各都道府県、市区町村では、介護保険法第23条及び第24条に基づいて行う実地指導及び集団指導などにより指定事業者のサービスの適正化及び質の向上を図っている。 これらの仕組みにより、県内でもほとんどの事業者においては改善がなされ、適正化も進んでいるため、基準遵守に係る有効性はある程度保たれているものと考えている。 ○ なお、改善勧告、改善命令、事業所名の公表などの手続きを行う場合、明らかに不正請求の事実が確認された場合を除き、不適正事象の確認及び把握には一定程度の期間を要する。 加えて、指定取消の処分を行う場合には、サービス利用者への影響も多大であることから、現行の仕組みの中で、改善に向けての指導監督を行いながら、適正運営化を図り、利用者が適正なサービスを享受できるよう努力している。 |

陳情(新規)

| 受理番号 (受理年月日) | 所管 | 件名及び提出者 | 現状と県の取組状況 |
|---------------------|------|--|---|
| 27年-22号 (27.9.3) | 福祉保健 | 原子力防災において安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情 1 安定ヨウ素剤の事前配布を行うこと。 2 簡易シロップ剤などの開発を求める意見書を国に提出すること。 鳥取市湖山町南3丁目180-2 安定ヨウ素剤の事前配布を求める会 代表者 山中 幸子 | <p>1 安定ヨウ素剤の配布体制 　国の原子力災害対策指針にもとづき、地元の米子市・境港市と配布方法の検討を行い、30キロ圏内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等40か所以上の「一時集結所」に2~3回分の安定ヨウ素剤(丸剤)を備蓄、また小・中・高の学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに避難した方が服用できるように「避難退域時検査会場」にも備蓄しており、確実に保管管理でき、迅速に配布、服用できる体制をとっている。</p> <p>なお、新生児や幼児が服用するシロップ剤についても、「一時集結所」や保育所等に調剤や配布を行う調剤薬局を定めている。</p> <p>※ 原子力災害対策指針では、30キロ圏内(UPZ)においては、安定ヨウ素剤は緊急時に受け取ることが困難な地域等を除き、適切な場所に備蓄し、避難の際に配布することとされている。</p> <p>2 乳幼児用シロップ剤の開発に係る国への要望 　丸剤と違い乳幼児用シロップ剤は服用前に原薬(粉末)を水、シロップと混ぜ、人数分のカップに分配するため時間と手間がかかる。そのため、県は、毎年、専用の乳幼児用シロップ剤の製品開発を企業に働きかけるように国要望を行っているほか、全国知事会、中国地方知事会を通じて国に要望を行っている。</p> |